

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分並びに同日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで同人に対してした同法による休業補償給付の支給に関する各処分並びに平成〇年〇月〇日付けで同人に対してした同法による傷病補償年金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A県A市所在のB研究所（以下「会社」という。）に雇用され、技術開発部、品質保証部等を経て、平成〇年〇月からは生産技術部に配属されて、粉体製造設備において、試作、点検、立会、清掃等の作業に従事していた。

平成〇年〇月、急性胃炎で受診した医療機関において両肺にびまん性に間質影の増強が認められたが、確定診断には至らなかった。その後、C病院で実施された肺生検で「間質性肺炎」と診断された。

請求人は、間質性肺炎は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付等を監督署長に請求したところ、監督署長は、間質性肺炎は請求人が取り扱っていたコバルト粉等の吸引が原因であるとして、業務上の事由によるものと認めた上で、①療養補償給付（移送費）については、自宅から1kmほど離れた医療機関への受診に当たり、予備の酸素ボンベを携行する必要性は認めがたく、タクシー以外の他の交通機関では通院が不可能な状態であったとは考えられないとして支給しない旨の処分を、②休業補償給付（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日ま

での96日間、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの612日間、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの151日間、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの153日間及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの92日間)については、診療日以外の日においては間質性肺炎による休業の必要性を認めることができないとして、118日分を支給する旨の処分を、③傷病補償年金については、間質性肺炎による肺機能の状態は就労不能な状態とは認められず、労働者災害補償保険法施行規則別表第2に定める傷病等級(以下「傷病等級」という。)に該当しないとして支給しない旨の処分をそれぞれ行った。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の間質性肺炎による肺機能の状態が、①交通機関(タクシー)を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められるか否か、②労働することができない状態と認められるか否か、③傷病等級に該当すると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会では、請求人の病態に係る各医証を子細に検討したところ、請求人がり患している間質性肺炎の進行は遅く、現段階においては重症であるとは判断し得ないものであると思料する。就労の可否については、在宅酸素療法の管理をしているD医師のみが、就労不能との意見を述べているものの、他の医師

は、ほぼ一致して、労作を伴わないデスクワーク等は可能である旨の意見を述べている。

(2) 請求人は、会社に対して、平成〇年〇月〇日のメールにおいて会社への復帰願いを出しており、また同年平成〇年〇月のメールでは、アルバイトを了解する旨の指示書の送付や復帰の際の希望業務についての打診を行っている事実が認められ、さらに同月〇日には請求人の母親を含めて会社側と職場復帰についての話し合いをするなど、職場復帰への意欲をみせており、請求人自身も間質性肺炎により絶対的に就労が困難であったとは考えていないものであったと推認されることである。この点、請求人は、前記再審査請求の理由の詳細において、会社とのメールのやり取りは、単に会社を解雇されないなどのために請求人が行っていた工作にすぎない旨主張しているが、メールの内容、会社との話合いの状況、復帰する際の具体的な業務内容の提示などの点からみて、真剣に仕事への復帰を望んでいたと判断されることであり、請求人の主張は認めることができない。

(3) 請求人の呼吸苦に関して、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「肥満、脂質異常、高尿酸血症もあり、呼吸苦が呼吸器疾患に直接関連しているかは不明。」との所見を述べており、また、呼吸機能は、呼吸器疾患以外に、心疾患、血液疾患、著しい肥満等様々な要因により低下するとの医学的知見もあり、当審査会としては、請求人の労作時の呼吸困難については、間質性肺炎によるほか、肥満が相当程度影響している可能性を否定できないものと思料する。

(4) 以上のことから、本件については、肺機能検査結果、各医師の意見等を総合的に検討して鑑定したF医師の前記鑑定書のとおり、軽作業は可能であると判断されることから、療養日についてのみ休業補償給付を認めるとする監督署長の判断は妥当であり、また、療養補償給付（通院費）及び傷病補償年金の請求についても、労作を伴わない軽作業に従事することは可能であると判断されることから、決定書理由第2の3の（2）及び（3）に説示するとおり、いずれも認められないとした審査官の判断は妥当である。

(5) なお、G医師及びE医師の所見においては、請求人は精神障害に罹患しており、そのことにより就労困難が生じている可能性を示唆しているが、当該精神障害の発病について、業務上の災害であるとする再審査請求については、平成

○年○月○日付けで当審査会は業務上とは認められないと棄却しているところである。

- (6) 上記のほか、請求人は、前記再審査請求の理由の詳細、再審査請求の理由書 2 (意見書) 及び再審査請求の理由の詳細 3 において、種々主張しているが、いずれも上記判断を左右しない。
- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分、休業補償給付の支給に関する処分及び傷病補償年金を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。